

平成28年2月26日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の3記載の原処分を取消しを求めるということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、健康保険法(以下「健保法」という。)及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)に規定する適用事業所であるa社(以下「本件事業所」という。)に使用される者として、平成〇年〇月〇日(以下「資格取得日」という。)から被保険者資格を有していた。

2 請求人は、資格取得日から平成〇年〇月〇日までが本件事業所に勤務していた期間であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、日本年金機構理事長(以下「機構理事長」という。)に対し、被保険者資格の確認を請求(以下「本件確認請求」という。)した。本件確認請求書には「裁判所での和解調書、判決書(第一審)、雇用保険受給資格者証等 上記「7(注:本件事業所において被保険者であった期間)」の期間被保険者であったことの証拠を添付しております。なお現在の日本年金機構の登録情報では、平成〇年〇月〇日までの被保険者期間となっております。」と記載されている。

3 機構は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「賃金(報酬)の支払いがないため被保険者資格要件があるとは判断できない。」との理由で、本件確認請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求を

した。

第3 審査資料

本件の審査資料は以下のとおり(いずれも写し)である。

(略)

第4 当審査会の判断

1 審査資料によると、前記第2の事実のほか、次の各事実が認められる。

(略)

2 健保法及び厚年法上の適用事業所に使用される者は、その使用されるに至った日に被保険者資格を取得し、当該事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者資格を喪失することになるが、この被保険者資格の取得及び喪失は、厚生労働大臣が確認を行うことにより、その効力が生じ、その確認は、適用事業所の事業主からの届出に基づいて行われると規定されている(健保法第35条、第36条、第39条及び第48条、厚年法第13条、第14条、第18条及び第27条)。そして、上記確認について、この厚生労働大臣の権限に係る事務は機構に委任する旨規定されている(健保法第204条第1項第4号及び厚年法第100条の4第1項第3号)。

3 上記「事業所に使用されなくなった日」とは、事業所と被保険者との間に原則として法律上も事実上も使用関係がなくなった日をいい(「被保険者資格ノ得喪ニ関スル件」昭和3年7月3日保発第480号厚生省社会局保険部長通知。以下「昭和3年通知」という。)、解雇により使用関係の存否に争いがある場合については、「解雇の効力につき係争中の場合における健康保険等の取扱について」(昭和25年10月9日保発第68号厚生省保険局長通知)(以下「昭和25年通知」という。)が発出されており、昭和25年通知によれば、「解雇行為が労働法規又は労働協約に違反することが明らかなる場合を除いて、事業主より…被保険者資格喪失届の提出があつたときは、…労働委員会に対して、不当労働行為に関する申立…の手続きがなされ、又は裁

判所に対する訴の提起若しくは仮処分
の申請中であつても、一応資格を喪失した
ものとしてこれを受理し、…所定の手続
きをなすこと」とし、さらに、「右の場
合において労働委員会又は裁判所が解雇
無効の判定をなし、且つ、その効力が発
生したときは、当該判定に従い遡及して
資格喪失の処理を取り消し、…すること。」とされている。そして、解雇以外の
理由で使用関係の存否が争われている
場合についても、本件通知による運用が
行われていることは、当審査会に顕著で
ある。

昭和25年通知及びこれに基づく上記
の運用は、解雇等に関する紛争は裁判等
で長期にわたって争われることが多く、
これについての確な判断を下すことは困
難であり、仮に判断を下せば、ただでさ
え複雑な紛争を一層紛糾させることに
なりかねないことから、使用者が使用関
係の消滅を理由に被保険者資格の喪失を
届け出た場合には、特にその正当性を疑
うべき事由が明白な場合でない限り、一
応正当なものとして扱い、被保険者資格
喪失の確認処分を行うが、裁判所等の公
的機関により反対の判断がなされた場
合にはこれに従って前記確認処分を取り
消すという趣旨によるものであると解さ
れる。被保険者資格の喪失は基本的には
事業主の届出によるものとされ、その確
認処分に当たり特別な調査を行うことが
困難である現状に鑑み、当審査会でも
昭和25年通知及びこれに基づく上記運
用を妥当なものとして判断しているところ
である。

- 4 これを本件についてみるに、上記認定
事実及び第1審判決の判決書により、本
件係争の解雇の効力をめぐる争訟を概観
すると、〇〇地方裁判所労働審判委員会
は、本件労働審判事件について、「本件
事業所が本件懲戒解雇の意思表示及び
本件普通解雇の意思表示を撤回し、請
求人平成〇年〇月〇日付で、会社都合
により本件事業所を合意退職したことを
確認する。本件事業所は、請求人に対し、平

成〇年〇月〇日までの未払賃金として〇
万〇円の支払義務があることを認め、請
求人に対し、上記の金員から所定の公租
公課及び社会保険料を控除した金員を平
成〇年〇月〇日限り、持参又は送金して
支払うものとする。」ことなどを内容と
する、請求人の申立に沿う本件労働審判
をしたが、本件労働審判は、本件事業所
の異議申立てにより失効し（労働審判法
第21条第3項）、労働審判手続に係る
請求について、労働審判手続申立ての
ときに、〇〇地方裁判所に訴え（本件訴訟
事件）を提起したものとみなされ（労働
審判法第22条第1項）、㉞ 本件懲戒
解雇前の未払賃金（賞与を含む。）支払
請求権の存否、㉟ 労働契約上の地位確
認請求権の存否、㊱ 本件懲戒解雇後の
賃金（賞与を含む。）支払請求権の存否、
㊲ 不法行為に基づく損害賠償請求権の
存否、及び㊳ 解雇予告手当請求権の存
否の5点を訴訟物とする本件訴訟事件と
して係属し、〇〇地方裁判所は、請求人
の労働契約上の地位の確認請求は理由が
あり、平成〇年〇月からこの判決確定ま
での間の賞与及び交通費を除く賃金（い
わゆるバックペイ）請求も理由があると
判断して、上記のとおり第1審判決を
言い渡したが、本件事業所の控訴申立て
により、本件訴訟事件は、〇〇高等裁判
所に移審し、同裁判所において訴訟上の
和解が成立したことにより第1審判決が
失効したことが認められるのである。

しかして、本件争訟は、最終的には、
本件和解により終了したのであるが、本
件和解条項①によれば、本件事業所は、
本件事業所が請求人に対してした本件懲
戒解雇の意思表示及び本件普通解雇の意
思表示をいずれも撤回したことが認めら
れるところ、解雇の意思表示の撤回は、
特段の事情のない限り、その効果として、
請求人の解雇前の労働契約上の地位の確
定をもたらすものであるから、請求人の
労働契約上の地位は、平成〇年〇月〇日
以降も存続し、平成〇年〇月〇日の合意
解約により、消滅したことが認められる。

したがって、請求人と本件事業所との間の法律上の使用関係は、平成〇年〇月〇日まで存在しており、同年〇月〇日に法律上の使用関係が消滅したことになる。

ところで、前掲昭和3年通知によると、「事業所に使用されなくなった日」とは、事業所と被保険者との間に原則として法律上も事実上も使用関係がなくなった日をいうとされているから、本件においては、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間において、本件事業所と請求人との間において、法律上の使用関係が存在していたほかに、事実上も使用関係が存在したといえるかが問題となる。そして、事実上も使用関係が存在したといえるためには、請求人が本件事業所に対して労働を提供し、本件事業所が請求人に対し賃金を支払った事実が認められることが必要である。本件手続の全趣旨によると、請求人は、本件懲戒解雇以降は、本件事業所に対して、労働の提供をしていなかったことが認められるが、賃金は、労働契約に基づく労働の対償であり（労働基準法第11条）、後払いが原則であるから（民法第624条第1項）、労働の提供をしなかった場合には、原則としてその請求権が発生しないが、無効な解雇がなされたことにより就労できなかった場合は、労働基準法第26条の一般法である民法第536条第2項の規定により、賃金請求権を失わないと解される（最高裁判所昭和36年（オ）第189号同37年7月20日第二小法廷判決・裁判集民事第61号737頁）。しかし、本件和解条項②及び③によると、本件事業所は、請求人に対し、金〇万円の支払義務があることを認め、この金員を分割して請求人に対して支払う旨の合意がなされていることが認められるが、上記〇万円は、賃金ではなく、解決金とされている。労働事件の和解においては、解決金の支払いが行われることがよくあり、解決金の内容は、事件により種々のものがあるが、未払賃金、退職金や将来の得べかりし賃金等の賃金の実質を持つ

もの、過去の不法行為による慰謝料の性格を持つもの、訴訟に要した諸費用の弁償の性格を持つもの等がその内容とされる例が多い。本件訴訟事件の訴訟物で、金員の給付に係るものとしては、上記①の本件懲戒解雇前の未払賃金（賞与を含む。）支払請求権、②の本件懲戒解雇後の賃金（賞与を含む。）支払請求権、③の不法行為に基づく損害賠償請求権、及び④の解雇予告手当請求権の4点であるが、本件和解条項②において合意された〇万円は、そのいずれでもなく、「解決金」とすることが合意されたこと、請求人からの労働の提供がないのに支払が合意されたこと、本件労働審判において定められた公租公課及び社会保険料の控除が合意されていないこと等を総合して考慮すると、本件和解条項②において支払が合意された「解決金〇万円」は賃金又は賃金の実質を持つ金員であると解することはできない。そして、本件和解条項⑦において、「請求人は、その余の請求を放棄する。」ことが合意されており、「その余の請求」とは、訴訟物となっている請求権のうち他の和解条項で合意されていない請求権をいうものと解されるから、上記①の本件懲戒解雇後の賃金（賞与を含む。）支払請求権は、本件和解により放棄されたものといわざるを得ない。すなわち、本件懲戒解雇後の賃金（賞与を含む。）支払請求権は、確定判決と同一の効力をもって、放棄されたことが認められるのである（民事訴訟法第267条）。

以上のおりであって、請求人と本件事業所との間において、平成〇年〇月〇日以降において、請求人が労働の提供をし、本件事業所が労働の対償として賃金の支払いをした事実はないと認められるから、本件事業所と請求人との間において、法律上の使用関係が存在していたほかに、事実上も使用関係が存在したと認めることはできない。そうすると、請求人が「事業所に使用されなくなった日」とは、平成〇年〇月〇日ではなく、同

年〇月〇日であると認めるのが相当である。

- 5 以上によれば、原処分は、昭和25年通知及びこれに基づく運用に則ったものとして相当ということができ、本件記録からは、原処分を不当とすべき理由を見出すことはできない。したがって、原処分を取り消すことはできず、再審査請求は理由がないので、これを棄却することとする。

よって、主文のとおり裁決する。